

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号。以下「実施要綱」という。）第1の1に定めるもののほか、酪農・肉用牛担い手緊急支援資金（以下「酪肉支援資金」という。）の融通に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(資金の種類)

第2条 酪肉支援資金は、大家畜経営を営む担い手の資金繰りの安定を緊急に支援するために必要な借換えに要する資金とする。

(融資対象者)

第3条 融資対象者の要件は、次のすべてに該当する大家畜経営であって、実施要綱別添1の第3の2の（4）に規定する担い手経営改善計画について知事の承認を受けた者とする。

- (1) 大家畜経営を今後も長期に継続するとともに、経営の改善に積極的に取り組む意欲及び能力を有すること。
- (2) 65歳未満の者が現に主として大家畜経営に従事しており、かつ将来も従事する見込みがあると認められること又は65歳以上の者が現に主として大家畜経営に従事しており、当該者の大家畜経営に係る後継者が確定していること。
- (3) 簿記記帳を行っているか又は行うことが確実と見込まれること。
- (4) 借入れを希望する年度を含む直近の年度において、約定償還金の一部の返済が可能であること。
- (5) 法人にあつては、次のいずれかに該当すること。

ア 農事組合法人

イ 農業者等がその法人の社員（業務を執行する社員に限る。）の数の過半を占めている会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社

ウ 農業者等がその法人の株主であつて、株主の総数が50人以下である株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でない株式会社に限る。）

エ 農業の振興を目的とする法人であつて、地方公共団体又は農業者等が、総社員の表決権の過半数を保有している一般社団法人

オ その他知事等が独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）と協議して認める法人

- (6) 乳用牛又は肉用牛の飼養規模がおおむね次に掲げる頭数以上であること。

経営の種類	家畜の種類	飼養規模（頭）	
		個人	法人
酪農経営	乳用成雌牛	15	
肉用牛繁殖経営	肉専用種繁殖雌牛	5	15
肉専用種肥育経営又は一貫経営	肉専用種肥育牛	10	30
乳用種肥育経営又は乳用種ほ育育成経営	乳用種肥育牛又は乳用種ほ育育成牛	15	45

(注) 1 一戸法人は個人に含めるものとする。

2 「酪農経営」には、搾乳を目的とする乳用種雌牛の販売を行う経営を含むものとする。以下同じ。

- (7) 酪肉支援資金を借り入れた後、償還が終了するまでの間、毎年、融資機関に最新の財務諸表等を提出すること。
- (8) 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、次に掲げるいずれかの要件を満たしている者であること。
- ア 借換えを行う年度に、配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この（8）において「契約」という。）の締結をしている者であること。
- イ 借換えを行う直近年度及び借換えを行う年度のいずれも契約を締結していない者であること。
- ウ 借換えを行う直近年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、借換えを行う年度に契約を締結していない者であること。

（融資機関）

第4条 酪肉支援資金の融資を取り扱う金融機関（以下「融資機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合

なお、融資機関の指定については、融資機関は融資機関指定承認申請書（別記第1号様式）を知事に提出し、適当と認めたときは、知事は融資機関へ融資機関指定通知書（別記第2号様式）を交付する。

（県の助成）

第5条 県は、市町村が融資機関に対し酪肉支援資金の利子補給金として、次の算式A以上の割合で算出した額を交付したときは、算式B以内の割合で算出した額を予算の範囲内で熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項（平成24年熊本県告示第694号）の定めるところにより当該市町村に助成するものとする。

算式A $(a - b - c) \times 17 / 40$ ※小数点第2位未満四捨五入

算式B $(a - b - c) \times 13 / 40$ ※小数点第2位未満四捨五入

ただし、aは実施要綱別添1の第3の2の（8）のエの基準金利に基づき理事長が別に定める融資機関の貸付金利、bは実施要綱別添1の第3の2の（8）のオで定める利子補給率、cは実施要綱別添1の第3の2の（8）のエで理事長が別に定める貸付利率とする。

- 2 前項の規定により県が市町村に助成する期間は、貸付後10年以内とする。
- 3 知事は、酪肉支援資金を借り受けた者が実施要綱又はこの事務取扱要領に違反したと認められる場合は、市町村に対し、利子補給助成金の全部若しくは一部の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができるものとする。

（融資の条件）

第6条 酪肉支援資金の融資の条件は、次に掲げるとおりとし、その詳細については、実施要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 酪肉支援資金により借換えを行うことができる資金は、融資対象者が借り入れた大家畜経営に必要な資金のうち実施要綱別添1の別表1の17号の大家

畜・養豚特別支援資金以外のものとする。

(2) 貸付は、令和7年度において実施する。

(3) 償還期限（据置期間を含む。）及び据置期間は、それぞれ25年以内及び5年以内とする。

(4) 貸付限度額は、知事が承認した担い手経営改善計画の計画期間中の当初3年間に於いて支払われるべき借換対象資金の各年の支払金の合計額とする。

この場合における各年の支払金の合計額に相当する額は、その全部又は一部を一括して貸し付けることができるものとする。

(5) 貸付利率は、実施要綱別添1の第3の2の(8)のエで理事長が別に定める貸付利率とする。

(6) 償還方法は、年賦元金均等償還とする。

（事業の承認申請）

第7条 酪肉支援資金の借入を希望する者（以下「借入希望者」という。）は、実施要綱別添1の第3の2の(4)に規定する担い手経営改善計画と別表に定める添付書類を添えた熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金計画承認申請書（別記第3号様式）を、融資機関の長に提出するものとする。

2 融資機関の長は、借入希望者が第3条に規定する要件に適合することを確認し、当該担い手経営改善計画の内容を検討した上で、実施要綱別添1の第3の2の(5)に規定する経営改善計画総括表を作成し、前項の申請書を添えた熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金に係る計画承認申請書（別記第4号様式）を、関係市町村長に提出するものとする。

3 市町村長は、担い手経営改善計画の内容を確認し適当と認めるときは、第1項の申請書を添えた熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金補助対象事業承認申請書（別記第5号様式）を関係広域本部長又は広域本部地域振興局長（以下「広域本部長等」という。）を経由して、知事（団体支援課）に提出するものとする。

4 知事は、担い手経営改善計画及び総括表が提出されたときは、熊本県農業制度金融運営会議設置運営要領細則第4条の規定に基づき審査を行い、第2項により融資機関が作成した総括表の意見を十分考慮するとともに、酪肉支援資金による資金繰りの改善等により担い手経営改善計画の達成が見込まれると認められるときは、必要に応じてあらかじめ理事長に協議した上で担い手経営改善計画を承認し、承認通知書（別記第6号様式から別記第8号様式まで）により公益社団法人中央畜産会会長及び広域本部長等を経由し、借入希望者、融資機関の長及び市町村長に通知するものとする。

5 融資機関の長は、酪肉支援資金の貸付けを実行したときは、すみやかに熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金貸付実行報告書（別記第9号様式）を関係市町村長及び広域本部長等を経由して知事（団体支援課）に提出するものとする。

（計画変更の承認申請）

第8条 酪肉支援資金を借り入れた者（以下「借入者」という。）が担い手経営改善計画を変更しようとする場合には、変更後の担い手経営改善計画及び別表に定める添付書類を添えた熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金計画変更承認申請書（別記第10号様式）を、融資機関の長に提出するものとする。

2 融資機関の長は、第1項の規定により担い手経営改善計画が提出されたときは、総括表を作成し、前項の申請書を添えた熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金に係る計画変更承認申請書（別記第11号様式）を、関係市町村長に提出するものと

する。

- 3 市町村長は、担い手経営改善計画の変更内容を確認し適当と認めるときは、第1項の申請書を添えた熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金補助対象事業変更承認申請書（別記第12号様式）を広域本部長等を経由して、知事（団体支援課）に提出するものとする。
- 4 知事は、第1項の担い手経営改善計画及び総括表が提出されたときは、軽微な変更を除き熊本県畜産経営改善推進協議会へ報告し、当該計画の妥当性、今後の経営改善計画達成のための助言等について意見を求めるとともに、第7条第4項の規定に準じて計画変更を承認し、変更承認通知書（別記第13号様式から別記第15号様式まで）により広域本部長等を経由し、借入者、融資機関の長及び市町村長に通知するものとする。

（事業の推進指導）

第9条 融資機関は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- （1）借入者の担い手経営改善計画の達成を早期に実現するよう努めること。
- （2）償還が終了するまでの間、毎年、借入者から財務諸表等の提出を受けること。また、必要に応じて借入者に対して指導を実施すること。

（証拠書類の保管期間）

第10条 証拠書類の保管期間は、当該貸付金の償還等が終了するまでの期間とする。

（雑則）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年（2025年）6月6日から施行する。

別表（第7条第1項、第8条第1項 添付書類）

添 付 書 類 名	様 式 名
家畜飼養進度表	別記第16号様式
取決め書 （申請者が65歳以上の場合）	別記第17号様式
貸出先残高照会票 （負債残高を証明するもの）	—
過去3カ年の税務申告書	—
配合飼料価格安定制度への加入促進	配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する数量契約

別記第1号様式

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金融資機関指定承認申請書

年 月 日

熊本県知事 様

融資機関 住所
代表者名

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領第4条第1項第4号の規定に基づき、熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の取扱い融資機関としての指定を受けたく申請します。

記

1 指導体制の状況

(融資対象者に対する指導体制の状況及び支援方針について記載すること)

別記第 2 号様式

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金融資機関指定通知書

番 号
年 月 日

様

熊本県知事

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領第 4 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の取扱い融資機関に指定しましたので通知します。

別記第 3 号様式

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金計画承認申請書

年 月 日

熊本県知事
市町村長
融資機関長

様

(借入者) 住 所
氏 名

年 齢 歳

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金を借入したいので、熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領第 7 条第 1 項の規定により担い手経営改善計画を添えて申請します。

別記第4号様式

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金に係る計画承認申請書

番 号
年 月 日

熊本県知事
市町村長 様

融資機関長

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金の貸付けを行いたいので、熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領第7条第2項の規定により総括表を添えて申請します。

記

ふ り が な 貸 付 者 氏 名	貸 付 額 (千円)	償還期限 (うち据置)	貸付利率 (%)※1	経営類型 ※2	備 考
		()年			
		()年			
		()年			
		()年			
		()年			

- ※1 貸付利率は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添1の第3の2の(8)のエで理事長が別に定める貸付利率を記入。
- ※2 経営類型には、「酪農」「肉用牛繁殖」「肉専用種肥育」「肉専用種繁殖・肥育」「乳用種肥育」「乳用種ほ育育成」と記入。

別記第5号様式

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金補助対象事業承認申請書

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金に係る補助対象事業を実施したいので、熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領第7条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

融 資 機 関 名	貸 付 者 氏 名	貸 付 額 (千円)	貸付利率 ※1	市町村利子補給率 (%)※2	子補給率	備 考
					うち県補助率	

- ※1 貸付利率は、畜産特別支援資金融通事業実施要綱別添1の第3の2の（8）のエで理事長が別に定める貸付利率を記入する。
- ※2 市町村利子補給率は、本要領第5条第1項の算式Aで算出された率、うち県補助率は、同項の算式Bで算出された率を記入する。

(借入希望者)
〇〇〇〇〇様

年	月	県振興局	融資機関名	機関コード

熊本県知事 ○ ○ ○ ○

[illegible]

第 号
年 月 日

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金に係る計画承認通知書

(融資機関の長)
〇〇〇〇〇様

さきに申請がありました標記資金の貸付けに係る計画については、下記のとおり承認したので通知します。

年	月	県振興局	融資機関名	機関コード

熊本県知事 ○ ○ ○ ○

[illegible]

(市町村長)
○○○○○様

年	月	県振興局	融資機関名	機関コード

熊本県知事 ○ ○ ○ ○

[illegible]

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金貸付実行報告書

熊本県知事 様

さきに承認を受けました標記資金について下記のとおり貸付実行いたしましたので報告します。

融資機関長 ○○○○

年	月	県振興局	融資機関名	支店名	機関コード	支店コード

[illegible]

別記第 1 0 号様式

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金計画変更承認申請書

年 月 日

熊本県知事
市町村長
融資機関長

様

(借入者) 住 所
氏 名

年 齢 歳

担い手経営改善計画を変更したいので、熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領第 8 条第 1 項の規定により担い手経営改善計画を添えて申請します。

別記第 1 1 号様式

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金に係る計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

市町村長 様

融資機関長

下記の借入者から標記資金に係る計画変更承認申請書が提出されましたので、熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領第 8 条第 2 項の規定により総括表を添えて申請します。

記

ふ り が な 借 入 者 氏 名	経営類型	貸 付 年 度	備 考

別記第 1 2 号様式

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金補助対象事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

下記借入者から標記資金に係る計画変更承認申請書が提出されましたので、熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金事務取扱要領第 8 条第 3 項の規定により総括表を添えて申請します。

記

ふ り が な 借 入 者 氏 名	経営類型	貸 付 年 度	備 考

第 年 月 号 日

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金計画変更承認通知書

(借入者)
〇〇〇〇〇様

さきに申請がありました標記資金の貸付けに係る計画変更については、下記のとおり承認したので通知します。

年	月	県振興局	融資機関名	機関コード

熊本県知事 〇 〇 〇 〇

承認番号	氏名	承認額 千円	貸付日	第1回 償還日	償還額（円）			償還期限 据置期間	貸付利率 %	利子補給率（%）				市町村 コード	債務 保証	転貸	資金別内容					県単 上乗 該当
					第1回	2回以降	最終回			中央畜産会	県	市町村	金融機関				細目 1	細目 2	細目 3	細目 4	細目 5	

上段に変更前、下段に変更後(変更箇所のみ)を記入する。

第 年 月 号 日

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金に係る計画変更承認通知書

(融資機関の長)
〇〇〇〇〇様

さきに申請がありました標記資金の貸付けに係る計画変更については、下記のとおり承認したので通知します。

年	月	県振興局	融資機関名	機関コード

熊本県知事 〇 〇 〇 〇

承認番号	氏名	承認額 千円	貸付日	第1回 償還日	償還額(円)			償還期限 据置期間	貸付利率 %	利子補給率(%)				市町村 コード	債務 保証	転貸	資金別内容					県単 上乗 該当
					第1回	2回以降	最終回			中央畜産会	県	市町村	金融機関				細目 1	細目 2	細目 3	細目 4	細目 5	

上段に変更前、下段に変更後(変更箇所のみ)を記入する。

熊本県酪農・肉用牛担い手緊急支援資金補助対象事業変更承認通知書

(市町村長)
〇〇〇〇〇様

さきに申請がありました標記資金の貸付けに係る補助対象事業の変更については、下記のとおり承認したので通知します。

年	月	県振興局	融資機関名	機関コード

熊本県知事 〇 〇 〇 〇

承認番号	氏名	承認額 千円	貸付日	第1回 償還日	償還額(円)			償還期限 据置期間	貸付利率 %	利子補給率(%)				市町村 コード	債務 保証	転貸	資金別内容					県単 上乗 該当
					第1回	2回以降	最終回			中央畜産会	県	市町村	金融機関				細目 1	細目 2	細目 3	細目 4	細目 5	

上段に変更前、下段に変更後(変更箇所のみ)を記入する。

別記第16号様式（肉用牛繁殖部門）

家畜飼養進捗表（大家畜）

項 目	前年実績 年	計画年次 年	2 年 目 年	3 年 目 年	4 年 目 年	5 年 目 年	6 年 目 年	7 年 目 年	8 年 目 年	9 年 目 年	10 年 目 年
期首頭数①											
繁殖雌牛 A											
育成牛 B											
子牛 C											
分娩頭数②											
雄											
雌											
導入頭数③											
繁殖雌牛 A											
育成牛 B											
子牛 C											
販売頭数④											
繁殖雌牛 A											
うち廃用牛											
育成牛 B											
子牛 C											
振替頭数⑤											
子牛→育成牛 A											
育成牛→繁殖雌牛 B											
子牛→他部門 C											
事故牛⑥											
繁殖雌牛 A											
育成牛 B											
子牛 C											
期末頭数⑦											
繁殖雌牛 ①A+③A-④A+⑤B-⑥A											
育成牛①B+③B-④B+⑤A-⑥B											
子牛①C+②+③C-④C-⑤A-⑥C-⑥C											

○項目の説明

繁殖雌牛：分娩経験があるもの
 育成牛：繁殖牛になるために飼養する分娩前のもの
 子牛：その年に生まれ、販売用として飼養しているもの（ただし、次年度に子牛を繰り越す場合は、前年に生まれ販売用として飼養している牛を含む）

振替頭数のうち、子牛→育成牛：繁殖後継牛として育成する子牛
〃 育成牛→繁殖雌牛：その年に初めて分娩を経験したもの
〃 子牛→他部門：繁殖以外の部門に供する子牛

別記第16号様式（肉用牛肥育部門）

家畜飼養進度表(大家畜)

[illegible]

別記第16号様式（酪農部門）

家畜飼養進捗表（大家畜）

項 目	前年実績	計画年次	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目	8 年 目	9 年 目	10 年 目
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
期首頭数①											
経産牛 A											
搾乳牛											
育成牛 B											
子牛 C											
分娩頭数②											
雄											
雌											
導入頭数③											
経産牛 A											
育成牛 B											
子牛 C											
販売頭数④											
経産牛 A											
うち廃用牛											
育成牛 B											
子牛 C											
振替頭数⑤											
子牛→育成牛 A											
育成牛→経産牛 B											
子牛→他部門 C											
事故牛⑥											
経産牛 A											
育成牛 B											
子牛 C											
期末頭数⑦											
経産牛 ①A+③A-④A+⑤B-⑥A											
育成牛 ①B+③B-④B+⑤A-⑤B-⑥B											
子牛 ①C+②+③C-④C-⑤A-⑤C-⑥C											

○項目の説明

経産牛：分娩経験があるもの

育成牛：経産牛になるために飼養する分娩前のもの

子牛：その年に生まれ、販売用として飼養しているもの

振替頭数のうち、子牛→育成牛：その年に生まれ後継牛として育成するもの

〃 育成牛→経産牛：その年に初めて分娩を経験したもの

〃 子牛→他部門：その年に生まれ、酪農以外の部門に供するもの

取 決 め 書

後継者（甲）は、経営主（乙）が経営する酪農又は肉用牛経営の主たる従事者となることを取決め、甲及び乙はこれを了承した。

年 月 日

住 所
後継者（甲）
氏 名

住 所
経営主（乙）
氏 名